

国立大学法人高知大学経営協議会規則

平成16年4月1日
規則第3号

最終改正 令和4年3月24日規則第94号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人高知大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事及び職員
- (3) 国立大学法人高知大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い見識を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者

2 経営協議会の委員の過半数は、前項第3号の委員でなければならない。

3 第1項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任命の際現に任命されている委員があるときの新たに任命される委員の任期は、任命日から、その任命の際現に任命されている委員の任期満了の日までとする。

(審議事項)

第3条 経営協議会は、経営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、経営に関するもの
- (3) 高知大学学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他経営に関する重要事項

(議長)

第4条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 会議は、出席した委員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、経営協議会の同意を得て、委員以外の者を経営協議会に出席させることができる。

(秘密保持義務)

第7条 第2条第1項第3号に規定する委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第8条 経営協議会に関する事務は、法人企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月19日規則第13号)

この規則は、平成21年5月19日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第77号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規則第150号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第94号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。